奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県規則第四十七号

の一部を次のように改正する。 奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則 奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一 (平成十二年三月奈良県規則第七十一号 部を改正する規則

18」を「別表第一の二十四の項18」 第一の二十四の項11から13まで及び15」に改め、 の項1」に改め、 第二条の見出し及び同条第一項中「別表第一の二十三の 別表第一中 「別表第 同条第二項中「別表第一の二十三の項11から 一の二十三の項1」を「別表第一の二十四 に改める。 同条第三項中「別表第一の二十三の項 項1」を「別表第一 13まで及び15」を「別表 の項1」 に改める の二十四

める。 別表第二の三の 項中 別表第一の二十 _ の 項 **54** を 「別表第 の二十二の項54」 に改

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。